令和２年（２０２０年）

１１月那覇市議会定例会

議　案　書

令和２年１１月２６日

令和2年（2020年）11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事　件　名	関係委員会	主管部課	頁
議案第121号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第122号	那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	3
議案第123号	那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	5
議案第124号	那覇市まち･ひと･しごと創生基金条例制定について	予算決算常任委員会 （総務分科会）	企画財務部 企画調整課	9
議案第125号	那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 財政課	11
議案第126号	那覇市税条例等の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 納税課	17
議案第127号	那覇市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	市民文化部 ハイサイ市民課	27
議案第128号	地方独立行政法人那覇市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例制定について	厚生経済委員会	健康部 保健総務課	31
議案第129号	那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	健康部 国民健康保険課	33
議案第130号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算委員会 （厚生経済分科会）	健康部 生活衛生課	35
議案第131号	那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	健康部 生活衛生課	43
議案第132号	那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	都市みらい部 道路管理課	45
議案第133号	那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	消防局 予防課	53

令和2年（2020年）11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事　件　名	関係委員会	主管部課	頁
議案第134号	令和2年度那覇市一般会計補正予算（第9号）	予算決算委員会 （4分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第135号	令和2年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	予算決算委員会 （教育福祉分科会）	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊
議案第136号	令和2年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	予算決算委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第137号	令和2年度那覇市水道事業会計補正予算（第1号）	予算決算委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第138号	令和2年度那覇市下水道事業会計補正予算（第1号）	予算決算委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第139号	工事請負契約について（（仮称）大嶺コミュニティセンター建設工事（建築））	総務委員会	総務部 平和交流男女参画課	59
議案第140号	那覇市共同利用施設（那覇市田原自治会館）の指定管理者の指定について	厚生経済委員会	市民文化部 まちづくり協働推進課	61
議案第141号	那覇市共同利用施設（那覇市安次嶺自治会館）の指定管理者の指定について	厚生経済委員会	市民文化部 まちづくり協働推進課	63
議案第142号	那覇市共同利用施設（那覇市宮城自治会館）の指定管理者の指定について	厚生経済委員会	市民文化部 まちづくり協働推進課	65
議案第143号	那覇市共同利用施設（那覇市高良自治会館）の指定管理者の指定について	厚生経済委員会	市民文化部 まちづくり協働推進課	67
議案第144号	那覇市共同利用施設（那覇市宇栄原自治会館）の指定管理者の指定について	厚生経済委員会	市民文化部 まちづくり協働推進課	69
議案第145号	那覇市共同利用施設（那覇市当間自治会館）の指定管理者の指定について	厚生経済委員会	市民文化部 まちづくり協働推進課	71
議案第146号	那覇市共同利用施設（那覇市真嘉比自治会館）の指定管理者の指定について	厚生経済委員会	市民文化部 まちづくり協働推進課	73

令和2年(2020年)11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第147号	那覇市共同利用施設(那覇市小禄自治会館)の指定管理者の指定について	厚生経済委員会	市民文化部 まちづくり協働推進課	75
議案第148号	那覇市古波蔵児童館の指定管理者の指定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	77
議案第149号	那覇市母子生活支援センターさくらの指定管理者の指定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 子育て応援課	79
議案第150号	那覇市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 子育て応援課	81
議案第151号	那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について	都市建設環境委員会	都市みらい部 公園管理課	83
議案第152号	那覇市若狭公民館の指定管理者の指定について	教育福祉委員会	生涯学習部 生涯学習課	85
議案第153号	那覇市繁多川公民館の指定管理者の指定について	教育福祉委員会	生涯学習部 生涯学習課	87
議案第154号	那覇市体育施設の指定管理者の指定について	教育福祉委員会	生涯学習部 市民スポーツ課	89
議案第155号	工事請負契約について(高良小学校屋内運動場改築工事(建築))	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	91
議案第156号	工事請負契約について(開南小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築))	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	93
議案第157号	請負工事代金等請求事件(平成27年(ワ)第896号)の和解に係る損害賠償額の決定について	都市建設環境委員会	上下水道部 下水道課	95
報告第47号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	97
報告第48号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	99

令和2年(2020年)11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事　件　名	関係委員会	主管部課	頁
報告第49号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	101
報告第50号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	103
報告第51号	専決処分の報告について(市道鳥堀石嶺線陥没穴による車両損傷事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路建設課	105
報告第52号	専決処分の報告について(市道鳥堀石嶺線陥没穴による車両損傷事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路建設課	107
報告第53号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	109
報告第54号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	111
報告第55号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	113
報告第56号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	115
報告第57号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	学校教育部 学校教育課	117

議案第１２１号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

地方自治法第 243 条の２第１項の規定に基づき、市長等の市に対する損害賠償責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるため、この案を提出する。

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）（以下これらを「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第2条　市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、次項に規定する額を控除して得た額について免れさせる。

2　地方自治法第243条の2第1項の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)　市長　6

(2)　副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員　4

(3)　公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防局長又は上下水道事業管理者　2

(4)　市の職員（前2号に掲げる職員を除く。）　1

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１２２号

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

一般職職員の期末手当支給割合の改定を考慮し、特別職職員の期末手当支給割合を引き下げ、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条　那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条　[略] 2　特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　[略] 3　[略]	(期末手当) 第4条　[略] 2　特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　[略] 3　[略]
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条　那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条　[略] 2　特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　[略] 3　[略]	(期末手当) 第4条　[略] 2　特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　[略] 3　[略]
備考　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

議案第１２３号

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

令和２年 10 月７日付の人事院の給与勧告を考慮し、一般職職員の期末手当支給割合を引き下げるため、この案を提出する。

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条　那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第26条　[略] 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。)にあっては、100分の110を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　[略] 3　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6　[略]	(期末手当) 第26条　[略] 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　[略] 3　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6　[略]
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条　那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第26条　[略] 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　[略]	(期末手当) 第26条　[略] 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。)にあっては、100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　[略]

3　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6　［略］	3　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6　［略］
備考　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

議案第１２４号

那覇市まち・ひと・しごと創生基金条例制定について

那覇市まち・ひと・しごと創生基金条例を別紙のように制定する。

令和２年11月26日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

地域再生法第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業に対する法人からの寄附金を積み立てるための基金を設置するため、この案を提出する。

那覇市まち・ひと・しごと創生基金条例

（設置）

第1条　地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業（以下「事業」という。）に要する費用の財源に充てるため、那覇市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条　基金として積み立てる額は、事業に対する法人からの寄附金の額の全部又は一部とし、毎会計年度の予算で定める額とする。

（管理）

第3条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条　基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業に要する費用の財源に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条　基金は、第1条に規定する目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１２５号

那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例制定について

那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、地方税法と同一の用語を使用する規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例

（那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正）

第1条　那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例（1963年那覇市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則	付　則 （延滞金の割合の特例）
4　当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	4　当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
備考 1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

（那覇市下水道条例の一部改正）

第2条　那覇市下水道条例（1969年那覇市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則 （延滞金の割合の特例）	付　則 （延滞金の割合の特例）

2　当分の間、第51条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。	2　当分の間、第51条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。
備考 1　前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2　前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市水道給水条例の一部改正)

第3条　那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則 3　当分の間、第31条第3項第2号に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同号の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。	付　則 3　当分の間、第31条第3項第2号に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同号の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。
備考 1　第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2　第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市介護保険条例の一部改正)

第4条　那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

付　則 （延滞金の割合の特例） 第6条　当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	付　則 （延滞金の割合の特例） 第6条　当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
備考 1　第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2　第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第5条　那覇市後期高齢者医療に関する条例（平成20年那覇市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則 （延滞金の割合の特例） 第2条　当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場	付　則 （延滞金の割合の特例） 第2条　当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満

合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
備考 1　第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2　第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　第1条の規定による改正後の那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の那覇市下水道条例の規定、第3条の規定による改正後の那覇市水道給水条例の規定、第4条の規定による改正後の那覇市介護保険条例の規定及び第5条の規定による改正後の那覇市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第１２６号

那覇市税条例等の一部を改正する条例制定について

那覇市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、固定資産に係る所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から関連する規定等を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市税条例等の一部を改正する条例

（那覇市税条例の一部改正）

第1条　那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（固定資産税の納税義務者等） 第54条　［略］ 2　前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。 3　［略］ 4　固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。	（固定資産税の納税義務者等） 第54条　［略］ 2　前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。 3　［略］ 4　固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。 5　法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなし

	て、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
5　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可	6　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号に規定する事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認

の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。	可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。
6　公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。	7　公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。
7　家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋	8　家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であって、家屋

の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。	の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。
	（現所有者の申告） 第74条の3　現所有者（法第384条の3の現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)　土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係 (2)　土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名 (3)　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
（固定資産に係る不申告に関する過料） 第75条　固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	（固定資産に係る不申告に関する過料） 第75条　固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
2～3　［略］	2～3　［略］
（特別土地保有税の納税義務者等） 第111条　［略］ 2～5　［略］	（特別土地保有税の納税義務者等） 第111条　［略］ 2～5　［略］

6　第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第111条第1項の土地の所有者等又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。	6　第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第111条第1項の土地の所有者等又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条　那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条　那覇市税条例の一部を次のように改正する。	第5条　[略]
[第94条の改正規定　別記]	[第94条の改正規定　別記]
付　則	付　則
(施行期日)	(施行期日)
第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第1条　[略]
(1)～(4)　[略]	(1)～(4)　[略]
(5)　第1条中那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定　令和元年4月1日	(5)　第1条中那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定　令和2年4月1日
(6)～(10)　[略]	(6)～(10)　[略]
備考 1　第94条の改正規定に係る改正については、下線の有無にかかわらず、改正前の欄中第94条の改正規定の全部を、改正後の欄中第94条の改正規定に改める。 2　前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

［改正前　別記］
［第94条の改正規定］

（たばこ税の課税標準） 第94条　［略］ 2　［略］ 3　加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法 (2)～(3)　［略］	（たばこ税の課税標準） 第94条　［略］ 2　［略］ 3　加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(2)　［略］
4　第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	4　第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5　第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 6　［略］	5　第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 6　［略］

7　第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	7　第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
8　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	8　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
9　第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	
10　[略]	9　[略]

[改正後　別記]
[第94条の改正規定]

（たばこ税の課税標準）	（たばこ税の課税標準）
第94条　[略]	第94条　[略]
2　[略]	2　[略]
3　加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3　加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法	
(2)～(3)　[略]	(1)～(2)　[略]

4　第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号の加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	4　第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5　第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	5　第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
6　[略]	6　[略]
7　第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	7　第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
8　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	8　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
9　第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を	

切り捨てるものとする。	
10 ［略］	9 ［略］

付　則

（施行期日）

第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中那覇市税条例第74条の2の次に1条を加える改正規定及び第75条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　第1条の規定による改正後の那覇市税条例（以下「新条例」という。）第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3　新条例第74条の3の規定は、令和3年4月1日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

議案第１２７号

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

本市が性の多様性に関する取り組みを推進する中で、人権に配慮する観点から印鑑登録証明書について男女の別の記載を削除するとともに、同証明書の交付申請の方法を増やして市民の利便性の向上を図るため、この案を提出する。

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(印鑑登録申請) 第3条　印鑑の登録を受けようとする者(以下「印鑑登録申請者」という。)は、印鑑を添えて自ら市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。	(印鑑登録申請) 第3条　印鑑の登録を受けようとする者(以下「印鑑登録申請者」という。)は、印鑑を添えて、書面により、自ら市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。
(印鑑登録の証明) 第15条　印鑑登録の証明は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項(印鑑登録番号、印鑑登録証番号及び印鑑登録年月日を除く。)について、電子計算機で作成した写しにより行う。ただし、災害その他やむを得ない理由により、その方法によることができないときは、複写機その他市長が認める方法により行うものとする。	(印鑑登録の証明) 第15条　印鑑登録の証明は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影並びに第7条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる事項について、電子計算機で作成した証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付することにより行う。ただし、災害その他やむを得ない理由により、その方法によることができないときは、複写機その他市長が認める方法により行うものとする。
(印鑑登録の証明の申請) 第16条　印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、市長に申請しなければならない。	(印鑑登録証明書の交付申請) 第16条　印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、書面により、市長に申請しなければならない。ただし、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードをいう。以下同じ。)の交付を受けた印鑑登録者が自ら個人番号カードを提示して当該申請を行うときは、印鑑登録証の提示を要しないものとする。
(多機能端末機による印鑑登録の証明の申請) 第17条　前条の規定にかかわらず、印鑑登	(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請) 第17条　前条の規定にかかわらず、印鑑登

録者は、個人番号カードを使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。 2　前項の「個人番号カード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の個人番号カードで、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。 3　第1項の「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。 (印鑑登録の証明の制限) 第18条　市長は、第16条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。	録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。 (印鑑登録の証明の制限) 第18条　市長は、第16条の規定による申請をした者に対し、印鑑登録証明書を交付するものとする。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

議案第１２８号

地方独立行政法人那覇市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例制定について

地方独立行政法人那覇市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

地方独立行政法人の役員又は会計監査人の損害賠償責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるため、この案を提出する。

地方独立行政法人那覇市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

地方独立行政法人那覇市立病院に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第3条の2第1項の基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)　理事長又は副理事長　6

(2)　理事　4

(3)　監事又は会計監査人　2

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１２９号

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険税の減免について、申請書の提出期限を延長するため、この案を提出する。

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則 (新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例) 15　令和2年2月14日から同年8月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和2年8月31日」とする。	付　則 (新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例) 15　令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和3年3月31日」とする。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１３０号

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴い、営業の許可の申請に対する審査事務等に係る手数料について、所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2　別記]	[別表第2　別記]
備考　改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付　則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

[改正前　別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1　食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。)及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第52条第1項及び政令第35条第1号の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	1件につき16,000円
(2)	法第52条第1項及び政令第35条第2号の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	1件につき9,600円
(3)	法第52条第1項及び政令第35条第3号の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(4)	法第52条第1項及び政令第35条第4号の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(5)	法第52条第1項及び政令第35条第5号の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(6)	法第52条第1項及び政令第35条第6号の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(7)	法第52条第1項及び政令第35条第7号の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(8)	法第52条第1項及び政令第35条第8号の規定に基づく乳製品製造業の許可	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円

	の申請に対する審査		
(9)	法第52条第1項及び政令第35条第9号の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	1件につき9,600円
(10)	法第52条第1項及び政令第35条第10号の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(11)	法第52条第1項及び政令第35条第11号の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(12)	法第52条第1項及び政令第35条第12号の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(13)	法第52条第1項及び政令第35条第13号の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(14)	法第52条第1項及び政令第35条第14号の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(15)	法第52条第1項及び政令第35条第15号の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき21,000円
(16)	法第52条第1項及び政令第35条第16号の規定に基づく魚肉練り製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉練り製品製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(17)	法第52条第1項及び政令第35条第17号の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	1件につき21,000円
(18)	法第52条第1項及び政令第35条第18号の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	1件につき21,000円
(19)	法第52条第1項及び政令第35条第19号の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(20)	法第52条第1項及び政令第35条第20号の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(21)	法第52条第1項及び政令第35条第21号の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(22)	法第52条第1項及び政令第35条第22号の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査	氷雪販売業許可申請手数料	1件につき14,000円

(23)	法第52条第1項及び政令第35条第23号の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(24)	法第52条第1項及び政令第35条第24号の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(25)	法第52条第1項及び政令第35条第25号の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(26)	法第52条第1項及び政令第35条第26号の規定に基づく醤(しょう)油製造業の許可の申請に対する審査	醤(しょう)油製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(27)	法第52条第1項及び政令第35条第27号の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(28)	法第52条第1項及び政令第35条第28号の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(29)	法第52条第1項及び政令第35条第29号の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(30)	法第52条第1項及び政令第35条第30号の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(31)	法第52条第1項及び政令第35条第31号の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(32)	法第52条第1項及び政令第35条第32号の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(33)	法第52条第1項及び政令第35条第33号の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(34)	法第52条第1項及び政令第35条第34号の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき21,000円

2～26 ［略］

［改正後 別記］

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1　［略］

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第55条第1項及び政令第35条第1号の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	1件につき16,000円
(2)	法第55条第1項及び政令第35条第2号の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理機能付自動販売機営業許可申請手数料	1件につき9,600円
(3)	法第55条第1項及び政令第35条第3号の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(4)	法第55条第1項及び政令第35条第4号の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(5)	法第55条第1項及び政令第35条第5号の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき21,000円
(6)	法第55条第1項及び政令第35条第6号の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	1件につき9,600円
(7)	法第55条第1項及び政令第35条第7号の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(8)	法第55条第1項及び政令第35条第8号の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(9)	法第55条第1項及び政令第35条第9号の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(10)	法第55条第1項及び政令第35条第10号の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	1件につき21,000円
(11)	法第55条第1項及び政令第35条第11号の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(12)	法第55条第1項及び政令第35条第12号の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(13)	法第55条第1項及び政令第35条第13号の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円

(14)	法第55条第1項及び政令第35条第14号の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(15)	法第55条第1項及び政令第35条第15号の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(16)	法第55条第1項及び政令第35条第16号の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(17)	法第55条第1項及び政令第35条第17号の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(18)	法第55条第1項及び政令第35条第18号の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(19)	法第55条第1項及び政令第35条第19号の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(20)	法第55条第1項及び政令第35条第20号の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(21)	法第55条第1項及び政令第35条第21号の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(22)	法第55条第1項及び政令第35条第22号の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(23)	法第55条第1項及び政令第35条第23号の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(24)	法第55条第1項及び政令第35条第24号の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(25)	法第55条第1項及び政令第35条第25号の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(26)	法第55条第1項及び政令第35条第26号の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(27)	法第55条第1項及び政令第35条第27号の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(28)	法第55条第1項及び政令第35条第28号	複合型冷凍食品製造	1件につき21,000円

	の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	業許可申請手数料	
(29)	法第55条第1項及び政令第35条第29号の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(30)	法第55条第1項及び政令第35条第30号の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(31)	法第55条第1項及び政令第35条第31号の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	1件につき9,600円
(32)	法第55条第1項及び政令第35条第32号の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(33)	法第55条第1項の許可を受けたことを証する書面の再交付	食品営業許可証再交付申請手数料	1件につき400円

2～26 ［略］

議案第１３１号

那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定について

那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

食品衛生法及び食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、休業、廃業等の届出に関する規定を削る等、所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

那覇市食品衛生法施行条例(平成24年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(営業許可証の交付等) 第3条　保健所長は、法第52条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、営業許可証を交付するものとする。 2　[略] (休業、廃業等の届出) 第4条　法第52条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る営業を30日以上休業しようとするとき、又は廃業したときは、速やかにその旨を保健所長に届け出なければならない。 2　前項の規定により休業の届出をした者が営業許可の有効期限内において営業を再開しようとするときは、再開の5日前までにその旨を保健所長に届け出なければならない。 (給食施設等の報告等) 第5条　寄宿舎、学校、病院、工場等の施設において反復継続的に給食を行う者及び規則で定める特定の営業を営む者の報告、届出等については、規則で定める。 第6条　[略]	(営業許可証の交付等) 第3条　保健所長は、法第55条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、営業許可証を交付するものとする。 2　[略] 第4条　[略]
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付　則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

議案第１３２号

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

道路法施行令の一部改正により国道に係る占用料の額が改定されたことに伴い、それに準拠して市道等に係る占用料の額を改定するため、この案を提出する。

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表　別記]	[別表　別記]
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2　改正後の那覇市道路占用料徴収条例(以下「改正条例」という。)の規定は、施行日以後の占用の期間にかかる占用料(道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)及び第73条第2項の規定に基づき、法第32条第1項若しくは第3項の規定による道路の占用許可(電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項又は第21条の規定に基づく電線共同溝の占用許可を含む。以下同じ。)を受けた者又は法第35条の規定により道路を占用する者から徴収することができる道路の占用料をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前の占用の期間にかかる占用料については、なお従前の例による。

3　施行日前から引き続き法第32条第1項若しくは第3項の規定による道路の占用許可を受け、又は法第35条の規定による同意を得て道路を占用する物件に係る占用料の額は、当該物件について改正条例の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

(1)　令和3年度　当該物件について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額(この条例の施行日の前日において那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第52号)付則第4項の規定により那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年那覇市条例第60号)付則第3項の規定によるものとされている物件にあっては、同項の規定による額)

(2)　令和4年度以後の各年度　当該各年度の前年度における当該物件に係る占用料の額に1.2を乗じて得た額

[改正前　別記]

別表(第2条関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げ	第1種電柱	1本につき1年	1,600
	第2種電柱		2,400
	第3種電柱		3,300

る工作物	第1種電話柱			1,400
	第2種電話柱			2,300
	第3種電話柱			3,100
	その他の柱類			140
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	14
	地下に設ける電線その他の線類			8
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,400
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	850
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	2,800
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,200
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	19,000
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,800
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	59
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			85
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			130
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			170
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			250
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			340
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			590
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			850
	外径が1メートル以上のもの			1,700
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2,800
法第32条第1項第5号に掲げる施設	［略］			［略］
	上空に設ける通路			9,700
	地下に設ける通路			5,800
	その他のもの			2,800
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	190
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,900
政令第7条第1号に掲	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,900

げる物件		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	19,000
	標識		1本につき1年	2,300
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	190
		その他のもの	1本につき1月	1,900
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	190
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,900
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	19,000
		その他のもの		9,700
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	2,800
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,900
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				280
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	［略］			［略］
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.034を乗じて得た額

備考　［略］

［改正後　別記］

別表(第2条関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,700
	第2種電柱		2,600
	第3種電柱		3,500
	第1種電話柱		1,500
	第2種電話柱		2,400
	第3種電話柱		3,400
	その他の柱類		150
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	15
	地下に設ける電線その他の線類		9
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	920
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,300
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	64
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		92
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		370
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		640
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		920
	外径が1メートル以上のもの		1,800
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]		[略]
	上空に設ける通路		13,000
	地下に設ける通路		7,600
	その他のもの		3,100

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	250
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	2,500
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	2,500
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000
	標識		1本につき1年	2,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	250
		その他のもの	1本につき1月	2,500
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	250
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	2,500
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	25,000
		その他のもの		13,000
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	3,100
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	2,500
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				310
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	［略］			［略］
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.008を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗

			じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額

備考　[略]

議案第１３３号

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を改め、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(急速充電設備) 第11条の2　急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力が20キロワットを超え50キロワット以下のものに限る。)をいう。以下同じ。)の構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	(急速充電設備) 第11条の2　急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
	(1)　急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
(1)　[略]	(2)　[略]
	(3)　堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
	(4)　雨水等の侵入防止の措置を講ずること。
(2)～(9)　[略]	(5)～(12)　[略]
	(13)　コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

	(14)　充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすること。この場合においては、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知したときには、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。 (15)　複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
(10)　急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。	(16)　[略]
ア　[略]	ア　[略]
イ　異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。	イ　異常な高温とならないこと。
	ウ　温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。 エ　制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。 (17)　急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。 (18)　急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろ

改正前	改正後
	その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
2　前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第1号、第2号、第3号の2、第5号及び第7号から第10号までの規定を準用する。	2　前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。
（水素ガスを充てんする気球）	（水素ガスを充塡する気球）
第17条　水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	第17条　水素ガスを充塡する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)～(8)　[略]	(1)～(8)　[略]
(9)　水素ガスの充てん又は放出については、次によること。	(9)　水素ガスの充塡又は放出については、次によること。
ア～エ　[略]	ア～エ　[略]
オ　水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。	オ　水素ガスの充塡に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。
(10)～(12)　[略]	(10)～(12)　[略]
（火を使用する設備等の設置の届出）	（火を使用する設備等の設置の届出）
第58条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、消防局長又は消防署長に届け出なければならない。	第58条　[略]
(1)～(11)　[略]	(1)～(11)　[略]
(12)　急速充電設備	(12)　急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
(13)～(15)　[略]	(13)～(15)　[略]
(16)　水素ガスを充てんする気球	(16)　水素ガスを充塡する気球

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

4　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第１３９号

工事請負契約について
（(仮称）大嶺コミュニティセンター建設工事（建築)）

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和２年11月26日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　契約の目的　　（仮称）大嶺コミュニティセンター建設工事（建築）

２　契約の方法　　制限付一般競争入札（事後審査型）

３　契約金額　　349,511,800円

４　契約の相手方　　沖縄県那覇市宇栄原２丁目13番６号
株式会社　郷建設
代表取締役　眞榮城　嘉一

（提案理由）
（仮称）大嶺コミュニティセンター建設工事（建築）を施工するため、この案を提出する。

議案第１４０号

那覇市共同利用施設（那覇市田原自治会館）の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市田原自治会館

所在地　那覇市字田原 88 番地

２　指定管理者となる団体

名　称　那覇市字田原自治会

所在地　那覇市字田原 88 番地

代表者　上原　博

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）

那覇市田原自治会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４１号

那覇市共同利用施設（那覇市安次嶺自治会館）の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市安次嶺自治会館

所在地　那覇市字小禄 839 番地６

２　指定管理者となる団体

名　称　安次嶺自治会

所在地　那覇市字小禄 839 番地６

代表者　具志　隆

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）

那覇市安次嶺自治会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４２号

那覇市共同利用施設（那覇市宮城自治会館）の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　那覇市宮城自治会館

所在地　那覇市宮城１丁目９番 10 号

２　指定管理者となる団体

名　称　那覇市宮城自治会

所在地　那覇市宮城１丁目９番 10 号

代表者　上原　博

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）

那覇市宮城自治会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４３号

那覇市共同利用施設（那覇市高良自治会館）の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設
名　称　那覇市高良自治会館
所在地　那覇市高良１丁目７番１号

２　指定管理者となる団体
名　称　那覇市高良自治会
所在地　那覇市高良１丁目７番１号
代表者　具志　貞吉

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）
那覇市高良自治会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４４号

那覇市共同利用施設（那覇市宇栄原自治会館）の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設
名　称　那覇市宇栄原自治会館
所在地　那覇市宇栄原６丁目 12 番 57 号

２　指定管理者となる団体
名　称　宇栄原自治会
所在地　那覇市宇栄原６丁目 12 番 57 号
代表者　赤嶺　友則

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）
那覇市宇栄原自治会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４５号

那覇市共同利用施設（那覇市当間自治会館）の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設
名　称　那覇市当間自治会館
所在地　那覇市字小禄 826 番地８

２　指定管理者となる団体
名　称　字當間自治会
所在地　那覇市字小禄 826 番地８
代表者　安次嶺　勝

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）
那覇市当間自治会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４６号

那覇市共同利用施設（那覇市真嘉比自治会館）の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設
名　称　那覇市真嘉比自治会館
所在地　那覇市真嘉比２丁目 33 番 12 号

２　指定管理者となる団体
名　称　真嘉比自治会
所在地　那覇市真嘉比２丁目 33 番 12 号
代表者　髙屋　英正

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）
那覇市真嘉比自治会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４７号

那覇市共同利用施設（那覇市小禄自治会館）の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年11月26日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設
　名　称　那覇市小禄自治会館
　所在地　那覇市小禄５丁目４番地６

２　指定管理者となる団体
　名　称　那覇市字小禄自治会
　所在地　那覇市小禄５丁目４番地６
　代表者　照屋　秀樹

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月31日まで

（提案理由）
　那覇市小禄自治会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４８号

那覇市古波蔵児童館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年11月26日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　　那覇市古波蔵児童館

所在地　　那覇市字国場1169−４

２　指定管理者となる団体

名　称　社会福祉法人　ポプラ福祉会

所在地　那覇市壺川２−５−13

代表者　理事長　崎濱　盛喜

３　指定期間

令和３年４月１日から令和８年３月31日まで

（提案理由）

那覇市古波蔵児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１４９号

那覇市母子生活支援センターさくらの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称：那覇市母子生活支援センターさくら

所在地：那覇市首里鳥堀町４丁目 99 番地

２　指定管理者となる団体

名　称：公益社団法人　那覇市母子寡婦福祉会

所在地：那覇市金城３丁目５番地４

代表者：会長　仲盛　光子

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）

那覇市母子生活支援センターさくらの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１５０号

那覇市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称：那覇市母子・父子福祉センター

所在地：那覇市金城３丁目５番地４

２　指定管理者となる団体

名　称：公益社団法人　那覇市母子寡婦福祉会

所在地：那覇市金城３丁目５番地４

代表者：会長　仲盛　光子

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）

那覇市母子・父子福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１５１号

那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　　那覇市波の上ビーチ広場

所在地　　那覇市若狭１丁目 25 番

２　指定管理者となる団体

名　称　　ナハ・シー・パラダイス共同企業体

所在地　　沖縄県那覇市辻３丁目３番１号

代表者　　白石 武博

３　指定期間

令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）

那覇市波の上ビーチ広場の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１５２号

那覇市若狭公民館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称：那覇市若狭公民館

所在地：那覇市若狭２丁目 12 番１号

２　指定管理者となる団体

名　称：特定非営利活動法人　地域サポートわかさ

所在地：那覇市若狭１丁目９番７号　若狭一丁目自治会内事務所

代表者：理事長　早川　忠光

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）

那覇市若狭公民館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１５３号

那覇市繁多川公民館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称：那覇市繁多川公民館

所在地：那覇市繁多川４丁目１番 38 号

２　指定管理者となる団体

名　称：特定非営利活動法人　１万人井戸端会議

所在地：那覇市繁多川４丁目１番 35－301 号　宮城荘Ｂ

代表者：代表理事　南　信乃介

３　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）

那覇市繁多川公民館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１５４号

那覇市体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設（那覇市体育施設）

名　称	所在地
那覇市民体育館	那覇市字識名 1227 番地
漫湖公園市民庭球場	那覇市鏡原町 37 番１号
那覇市民首里石嶺プール	那覇市首里石嶺町２丁目 70 番地９

２　指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人　那覇市体育協会

所在地：那覇市字識名 1227 番地

代表者：会長　平良　悟

３　指定期間　令和3年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）

那覇市体育施設の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１５５号

工事請負契約について（高良小学校屋内運動場改築工事（建築））

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　契約の目的　　高良小学校屋内運動場改築工事（建築）

２　契約の方法　　制限付一般競争入札

３　契約金額　　449,900,000 円

４　契約の相手方　　沖縄県那覇市字国場 1170 番地の 6
株式会社　照正組
代表取締役　照屋　圭太

（提案理由）
高良小学校屋内運動場改築工事（建築）を施工するため、この案を提出する。

議案第１５６号

工事請負契約について
（開南小学校屋内運動場及びプール改築工事（建築））

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１	契約の目的	開南小学校屋内運動場及びプール改築工事（建築）
２	契約の方法	制限付一般競争入札
３	契約金額	731,930,100 円
４	契約の相手方	沖縄県那覇市字田原 193 番地 株式会社　善太郎組 代表取締役　翁長　恵子

（提案理由）
開南小学校屋内運動場及びプール改築工事（建築）を施工するため、この案を提出する。

議案第１５７号

請負工事代金等請求事件（平成27年（ワ）第896号）の和解に係る損害賠償額の決定について

平成25年度４工区首里石嶺町地内公共下水道工事における請負工事代金等請求事件（平成27年（ワ）第896号）の和解に係る損害賠償額を次のとおり決定する。

令和２年11月26日提出

那覇市長　城　間　幹　子

和解条項

１　被告は、原告に対し、本件解決金として、1,150万円の支払義務があることを認める。
２　被告は、原告に対し、前項の金員を、令和３年１月29日までに、原告代理人指定口座に振り込んで支払う。振込手数料は被告の負担とする。
３　原告及び被告は、本件及び本和解の内容について、みだりに第三者に対し口外しないことを約束する。
４　原告は、その余の請求を放棄する。
５　原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
６　訴訟費用は各自の負担とする。

（提案理由）

平成25年度４工区首里石嶺町地内公共下水道工事の請負業者である原告から、工期の延長により工事費用が増加したとして、約 2,218 万円の金員の支払いを求める請求事件が平成27年12月に提訴された。

これまで係争中であった本事件について、令和２年10月５日付け裁判所より解決金1,150万円の和解勧告書の提示を受け、地方公営企業法第40条第２項及び那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第７条の規定により適用する地方自治法第 96 条第１項第 13 号の規定により損害賠償額の決定について議会の議決を要するため、この案を提出する。

報告第４７号

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成12年３月24日議会の議決により指定された請負代金額の100分の５以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負代金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和２年11月４日

那覇市長　城　間　幹　子

１　議決事件名　工事請負契約について（那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（機械・２工区））（平成30年10月４日同意）

工　事　名　那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（機械・２工区）

契約の相手方

請　負　者　東洋設備・東邦・久建工業共同企業体

代　表　者　沖縄県那覇市字天久1122番地
株式会社　東洋設備
代表取締役　玉城　信六

構　成　員　沖縄県那覇市港町２丁目16番７号
株式会社　東邦
代表取締役社長　照喜名　智

構　成　員　沖縄県那覇市小禄２丁目６番地11
久建工業株式会社
代表取締役　伊野波　盛文

２　変更する事項　請負代金額

既 決 金 額　663,800,400 円

変更する金額　670,191,400 円

報告第４８号

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成12年３月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の５以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和２年11月４日

那覇市長　城　間　幹　子

１　議決事件名　工事請負契約について（那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台音響））（平成30年12月26日同意）

工　　事　　名　那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台音響）

契約の相手方

受注者　ヤマハサウンドシステム・沖縄パナソニック特機・興洋電子共同企業体

代表者　東京都中央区日本橋箱崎町41番12号
ヤマハサウンドシステム株式会社
代表取締役　武田　信次郎

構成員　沖縄県那覇市西２丁目15番１号
沖縄パナソニック特機株式会社
代表取締役社長　木村　隆夫

構成員　沖縄県那覇市字安謝638番地
株式会社　興洋電子
代表取締役　多良間　洋二

２　変更する事項　契約金額

既　決　金　額　495,720,000 円

変更する金額　499,664,600 円

報告第４９号

専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、平成 12 年３月 24 日議会の議決により指定された請負代金額の 100 分の５以内でその額が 1,000 万円を超えない範囲の請負代金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和２年 11 月４日

那覇市長　城　間　幹　子

１　議決事件名　工事請負契約について（那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台機構））（平成 31 年３月 15 日同意）

工　　事　　名　那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（舞台機構）

契約の相手方

請　負　者　森平舞台機構・國和設備工業・比嘉工業共同企業体

代　表　者　東京都台東区花川戸二丁目 11 番２号
森平舞台機構株式会社
代表取締役　森　健輔

構　成　員　沖縄県那覇市久茂地三丁目 21 番１号
國和設備工業株式会社
代表取締役　仲原　泉

構　成　員　沖縄県那覇市久茂地二丁目 24 番７号
比嘉工業株式会社
代表取締役社長　新里　孝夫

２　変更する事項　請負代金額

既　決　金　額　914,760,000 円

変更する金額　922,399,500 円

報告第５０号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

　地方自治法第180条第１項の規定に基づき平成12年３月24日議会の議決により指定された、１件200万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

　令和２年11月４日

那覇市長　城　間　幹　子

１　事　　件　　名　　車両事故

２　賠償の相手方
　　及び賠償額
　　相　　手　　方　　那覇市首里鳥堀町在住
　　賠　　償　　額　　51,579円

報告第５１号

専決処分の報告について
（市道鳥堀石嶺線陥没穴による車両損傷事故）

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年11月26日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき平成 12 年３月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和２年 11 月 12 日

那覇市長　城　間　幹　子

１　事　件　名　　市道鳥堀石嶺線陥没穴による車両損傷事故

２　賠償の相手方
　　及び賠償額
　　　相　手　方　　浦添市伊祖在住
　　　賠　償　額　　22,330 円

報告第５２号

専決処分の報告について
（市道鳥堀石嶺線陥没穴による車両損傷事故）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき平成 12 年３月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和２年 11 月 12 日

那覇市長　城　間　幹　子

１　事　件　名　　市道鳥堀石嶺線陥没穴による車両損傷事故

２　賠償の相手方
　及び賠償額
　　相　手　方　　那覇市首里久場川町在住
　　賠　償　額　　12,210 円

報告第５３号

専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、平成 12 年３月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の５以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和２年 11 月９日

那覇市長　城　間　幹　子

１　議決事件名　　工事請負契約について「石嶺市営住宅第６期建替工事（建築)」(令和２年３月 18 日同意)

工　事　名　　石嶺市営住宅第６期建替工事（建築)

契約の相手方

受注者　　南洋土建・沖縄総建共同企業体

代表者　　沖縄県那覇市与儀１丁目５番２号

南洋土建　株式会社

代表取締役　比嘉 森廣

構成員　　沖縄県那覇市字安謝 220 番地

株式会社　沖縄総建

代表取締役　下地 恵正

２　変更する事項　　請負代金額

既 決 金 額　　2,241,890,200 円

変更する金額　　2,251,384,300 円

報告第５４号

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

　地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、平成 12 年３月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の５以内でその額が 1,000 万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和２年 11 月５日

那覇市長　城　間　幹　子

１　議決事件名　　工事請負契約について（宇栄原小学校屋内運動場等改築工事（建築））（令和元年 10 月４日同意）

工　事　名　　宇栄原小学校屋内運動場等改築工事（建築）

契約の相手方

請負者　佐平建設・正吉建設共同企業体

代表者　沖縄県那覇市小禄５丁目 13 番１号
株式会社　佐平建設
代表取締役　佐平　八十男

構成員　沖縄県那覇市字仲井真 365－２
株式会社　正吉建設
代表取締役　赤嶺　勲

２　変更する事項　契約金額
既 決 金 額　480,040,000 円
変更する金額　484,220,000 円

報告第５５号

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成12年３月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の５以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和２年11月４日

那覇市長　城　間　幹　子

１　議決事件名　　工事請負契約について（神原小学校屋内運動場等改築工事（建築））（令和元年10月４日同意）

工　事　名　　神原小学校屋内運動場等改築工事（建築）

契約の相手方

請負者　丸元建設・仲村組・久工務店共同企業体

代表者　沖縄県那覇市壺川２丁目13番26号
株式会社　丸元建設
代表取締役社長　糸数 幸恵

構成員　沖縄県那覇市古波蔵３丁目17番５号
有限会社　仲村組
代表取締役　仲村渠 孝

構成員　沖縄県那覇市若狭１丁目３番20号２-Ａ
有限会社　久工務店
代表取締役　波平 幸久

２　変更する事項　契約金額

既 決 金 額　797,511,000 円
変更する金額　801,735,000 円

報告第５６号

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年11月26日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

　地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成12年３月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の５以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

　令和２年11月９日

那覇市長　城　間　幹　子

１　議決事件名　　工事請負契約について（上間小学校屋内運動場改築工事（建築））（令和元年12月20日同意）

　工　事　名　　上間小学校屋内運動場改築工事（建築）

　契約の相手方
　　請負者　那覇市長田２丁目10番32号
　　　　　　株式会社　野原建設
　　　　　　代表取締役　上地　修

２　変更する事項　契約金額
　既 決 金 額　495,206,800 円
　変更する金額　503,232,400 円

報告第５７号

専決処分の報告について（学校事故）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年 11 月 26 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき平成 12 年３月 24 日議会の議決により指定された、１件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和２年 11 月５日

那覇市長　城　間　幹　子

１　事　件　名　　学校事故

２　賠償の相手方
　　及び賠償額
　　　相　手　方　　那覇市国場在住
　　　賠　償　額　　14,200 円